

## 第4節 再審査・行政訴訟事件

### 1 再審査事件概要

平成30年（不）第1号事件については、令和元年、当委員会の却下決定に対し、申立人が再審査申立てを行った。

令和2年、中央労働委員会が一部却下、一部棄却命令を発したところ、再審査申立人は、これを不服として取消訴訟を提起し、現在、東京地方裁判所に係属中である。

### 2 行政訴訟事件概要

#### (1) 係属事件 1件（忌避申立却下決定取消等請求控訴事件）

##### ア 訴訟提起の経緯

平成30年（不）第1号事件に係る公益委員忌避申立ての却下決定を不服として、平成30年10月、申立人が行政訴訟（却下決定の取消し等を求める抗告訴訟及び仮の義務付けの申立て）を千葉地裁に提起した。

##### イ 行政訴訟の経過

###### (ア) 第一審

- ・千葉地裁平成30年（行ウ）第24号忌避申立却下決定取消等請求事件
- ・千葉地裁平成30年（行ク）第18号仮の義務付け申立事件

訴訟提起（申立て） 平成30年10月22日

原告（申立人） 国鉄動力車労働組合総連合外10名

被告（相手方） 千葉県（処分行政庁 千葉県労働委員会）

訴訟経過 口頭弁論4回

令和元年10月29日判決言渡し及び決定（いずれも却下）

###### (請求の趣旨の要旨)

- 1 被告が2018年9月27日付で原告らに対して行った審査委員に対する忌避申立てを却下する旨の決定を取消す。
- 2 被告は原告らと訴外東日本旅客鉄道株式会社との間の不当労働行為救済申立事件（平成30年（不）第1号）につき、原告らの行った審査委員に対する忌避申立てを認容する決定をせよ。
- 3 被告は前1、2項の判決確定までの間、前項記載の不当労働行為救済命令申立事件の審査の手続を中止せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

###### (申立の趣旨の要旨)

- 1 相手方は、千労委平成30年（不）第1号不当労働行為事件につき、本案事件の判決の確定までの間、審査の手続を中止せよ。
- 2 申立費用は相手方の負担とする。

###### (原告（申立人）主張の要旨)

当該審査委員は違法な審査指揮及び著しく偏頗な審査指揮を行っており、同審査

委員には忌避事由がある。したがって、同審査委員に対する忌避事由がないとした忌避申立却下決定は取り消され、新たに忌避申立てを認容する決定をすべきである。

同審査委員が加わったまま不当労働行為事件の救済申立てが却下されれば重大な損害が発生するから、本案事件の判決の確定までの間、審査の手続は中止すべきである。

(被告（相手方）主張の要旨)

忌避申立却下決定は審査手続についての決定であり、行政訴訟の対象となるものではない。

(判決主文)

- 1 本件各訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

(決定主文)

- 1 本件各申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

(イ) 控訴審

- ・東京高裁令和元年（行コ）第320号忌避申立却下決定取消等請求控訴事件

控訴提起 令和元年11月11日

控訴人 国鉄動力車労働組合総連合外10名

被控訴人 千葉県（処分行政庁 千葉県労働委員会）

訴訟経過 口頭弁論1回

令和2年11月12日判決言渡し（控訴棄却）

(控訴の趣旨の要旨)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が2018年9月27日付で控訴人らに対して行った審査委員に対する忌避申立てを却下する旨の決定を取消す。
- 3 被控訴人は控訴人らと訴外東日本旅客鉄道株式会社との間の不当労働行為救済申立事件（平成30年(不)第1号）につき、控訴人らの行った審査委員に対する忌避申立てを認容する決定をせよ。
- 4 被控訴人は前1、2の判決確定までの間、不当労働行為救済命令申立事件の審査の手続を中止せよ。
- 5 訴訟費用は1、2審を通じ被控訴人の負担とする。

(判決主文)

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は控訴人らの負担とする。

(2) 緊急命令申立事件

令和2年中にはなかった。

### 3 確定命令不履行通知

令和2年中にはなかった。

### 4 再審査・行政訴訟事件一覧

事件番号 業種	初 審	再 審	地 裁	高 裁	最高裁
平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 5. 28申立て	元6.5 労・申立て 元(不再)23号	2.7.22 労・提起 2(行ウ)290号		
	元 5. 14 決定 【却下】	2. 2. 19 命令 【却下・棄却】			
公益委員忌避申立事件 (基本事件) 平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 9. 10 労・申立て	/	30.10.22提起 千葉地裁 30(行ウ)24号	元.11.11控訴 東京高裁 元(行コ)320号	/
			30.10.22申立て 千葉地裁 30(行ク)18号		
	30. 9. 27 決定 【却下】		元10.29 30(行ウ)24号 判決【却下】 30(行ク)18号 決定【却下】	2.11.12 元(行コ)320号 判決【棄却】	

## 第5節 労働組合の資格審査

令和2年中に申請のあった労働組合の資格審査は20件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が2件、「法人登記」が11件、「労働者委員候補者推薦」が7件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し2件を含めた22件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条の要件を充足し、適法な組合と決定されたものは18件、不当労働行為救済申立ての取下げ等に伴い審査を終了したものは1件で、3件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

### 第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別	年				
	28年	29年	30年	元年	2年
不当労働行為救済申立て	5	6	1	2	2
法人登記	3	3	3		11
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦	7		7		7
合計	15	9	11	2	20

### 第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別	年	2年			計
		適合	不適合	取下等	
不当労働行為救済申立て				1 (1)	1 (1)
法人登記		11			11
労働者供給事業					0
労働者委員候補者推薦		7			7
合計		18	0	1 (1)	19 (1)

(注)・( )は前年からの繰越しであり、内数である。